

# 空調用 B 契約 (選択約款)

— 東京地区等 —

2026 年 10 月 1 日実施

東京瓦斯株式会社

ガス小売事業者登録番号：A0020

# 目 次

1. 対象となるお客さま
2. 選択約款の変更
3. 用語の定義
4. 適用条件
5. 契約の締結および契約期間
6. 最大時間流量の算定
7. 料金
8. 料金の支払方法
9. 延滞利息
10. 単位料金の調整
11. 契約の精算額
12. 契約最大時間流量超過時の取扱い
13. 債権譲渡の禁止
14. 契約の変更または解約
15. 契約の解約に伴う需給契約中途解約精算額
16. 緊急調整時の措置
17. その他

付則

別表

## 1. 対象となるお客さま

この選択約款は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款の供給区域で「東京地区等」に位置付けられ、かつ、4の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社のガス基本約款（2026年度新版）（以下、「ガス基本約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

## 2. 選択約款の変更

当社は、ガス基本約款または一般料金契約を変更した場合、その他当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4に定める定型約款変更の規定により、お客さまの了承を得ることなく、この選択約款を変更することがあります。この場合、原則として料金に係る条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後のこの選択約款によるものとし、当社は、あらかじめこの選択約款を変更する旨および変更後の規定の内容ならびに変更の効力発生日を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メール・SMSの送信、その他当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。なお、その他この選択約款に明示的に定められていないガス基本約款または一般料金契約の変更にかかる規定については、ガス基本約款の定めのとおりとします。

## 3. 用語の定義

この選択約款およびガス基本約款にもとづくガス需給契約（以下「需給契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。なお、この選択約款に明示的に定められていない用語の定義については、ガス基本約款の用語の定義に従うものとします。

- (1) 「空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用（冷房を目的とするもの）または冷却用の熱源機をいいます。
- (2) 「契約最大時間流量」とは、契約期間における1時間あたりの最大の使用予定量をいいます。
- (3) 「実績最大時間流量」とは、実績にもとづく契約期間を通じた1時間あたりの最大の使用量をいいます。
- (4) 「契約月別使用量」とは、契約期間における各料金算定期間の使用予定量をいいます。なお、各料金算定期間は、その各料金算定期間の末日が属する月をもって表示いたします。

- (5) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (6) 「実績年間使用量」とは、お客さまの契約期間における実績使用量をいいます。
- (7) 「年間引取量」とは、契約期間においてお客さまが引取らなければならない量をいいます。
- (8) 「最大需要期」とは、料金算定期間の末日が1月1日から4月30日に属する料金算定期間をいいます。
- (9) 「実績年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切り捨て）。

$$\text{実績年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均実績使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均実績使用量}} \times 100$$

- (10) 「単位料金」とは、10 に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。

#### 4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- (1) 空調機器を使用すること。
- (2) 空調以外の用途でもガスを使用する場合は、空調機器の空調用途の使用比率が70パーセント以上であること。なお、使用比率は当社が定める方法で算定していただきます。
- (3) 空調機器のガスの使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。
- (4) 設置する空調機器の使用予定にもとづいて契約最大時間流量および契約月別使用量を定めることができる需要であること。
- (5) 契約年間使用量が50万立方メートル未満であること。
- (6) お客さまの用地境界線における供給圧力が中圧以上であること。
- (7) 当社が(1)と(3)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。
- (8) 当社または一般ガス導管事業者が不測の需給逼迫等の緊急時

において必要と認めた場合には、緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

## 5. 契約の締結および契約期間

- (1) この選択約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた契約を契約開始の前日までに当社と締結していただきます。ただし、契約開始日の前日から起算して1か月空けた日までに、お客さまと当社にて契約締結の意思確認をするものとします。
- (2) 契約最大時間流量は原則としてガスメーターの能力の合計（小数点以下切り捨て）と同一といたします。ただし、お客さまが希望する場合は、一般ガス導管事業者が指定する負荷計測器等（以下、「負荷計測器等」といいます。負荷計測器取付に関わる費用はお客さま負担とします。）を設置の上、需給契約開始または更新に先立つ前12か月の負荷計測器等により算定された1時間あたりの最大の使用量をもって契約最大時間流量といたします。なお、お客さまが契約開始または更新に先立つ前12か月の使用実績がなくこの選択約款にもとづく契約の締結を申し込む場合には、当社と協議のうえ、契約最大時間流量を取り決めるものといたします。
- (3) 契約年間使用量、契約月別使用量は需給契約開始または更新に先立つ12か月のそれぞれの実績使用量と同一といたします。ただし、お客さまが契約開始または更新に先立つ前12か月の使用実績がなく、この選択約款にもとづく契約の締結を申し込む場合には、当社と協議のうえ、契約年間使用量、契約月別使用量を取り決めるものといたします。なお、年間引取量は契約年間使用量の70パーセント（小数点以下切り捨て）といたします。
- (4) 契約期間は原則として1年間とし、契約に定めます。ただし、契約期間満了日の1か月前までにお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (5) 当社は、ガス基本約款8(2)の定めにかかわらず、この選択約款または他の選択約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款にもとづく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開

始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。

## 6. 最大時間流量の算定

実績最大時間流量は原則としてガスメーターの能力の合計（小数点以下切り捨て）といたします。ただし、お客さまが希望する場合は負荷計測器等により検針日に算定します。なお、負荷計測器等の故障等の場合には、託送供給約款に定めるところによるもののほか、お客さまと当社の協議によってその月における実績最大時間流量を算定します。

## 7. 料金

- (1) 当社は、別表第2の料金表を適用して、ガス基本約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
- (2) お客さまが新たにガスのご使用を開始した日と契約開始日が同日の場合は、ガス基本約款18の規定にもとづき日割計算を行います。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。
- (3) お客さまの都合や契約違反によりこの選択約款にもとづく契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(1)の規定にもとづき算定した1か月あたりの基本料金全額といたします。

## 8. 料金の支払方法

- (1) ガスをご使用になるお客さまは、料金(9の規定による延滞利息を含みます。)を毎月お支払いいただきます。
- (2) 料金(9の規定による延滞利息および11、15の規定による精算額を含みます。)は、(3)の場合を除き、口座振替または払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。
- (3) ガス基本約款32①および②に規定する料金または延滞利息は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。

## 9. 延滞利息

- (1) お客さまが、支払期限日を経過してもなお料金を支払われな

い場合は、当社は、ガス基本約款 26 (1) ②に関わらず本条にもとづき、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合には延滞利息は申し受けません。

- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274 パーセント（1円未満の端数切り捨て）

（備考）

消費税等相当額の算定方法は、別表第 1 (5) のとおりといたします。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後の支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は、(3) の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

## 10. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が (2) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金にもとづき調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えて調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 1 (6) のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）  
＝基準単位料金＋0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\begin{aligned} & \text{調整単位料金 (1立方メートルあたり)} \\ & = \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \\ & \quad \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トンあたり)

86,100 円

② 平均原料価格 (トンあたり)

別表第1(6)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

平均原料価格

$$\begin{aligned} & = \text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.9088 \\ & \quad + \text{トンあたりLPG平均価格} \times 0.0987 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

a. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額

$$= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

b. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額

$$= \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

## 11. 契約の精算額

### (1) 最大時間流量倍率未達精算額

当社は、お客さまの契約期間における実績年間使用量が、契約最大時間流量の 700 倍未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する最大時間流量倍率未達精算額を原則として当該需給契約終了月の翌月に申し受けます。なお、精算額計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

$$\text{最大時間流量倍率未達精算額} = \left( \left[ \begin{array}{l} \text{契約最大時間} \\ \text{流量の700倍} \\ \text{に相当する年} \\ \text{間使用量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right) \times \left[ \begin{array}{l} \text{契約に定める契約月別使} \\ \text{用量に各月の単位料金を} \\ \text{乗じたものの合計額を契} \\ \text{約年間使用量で除し、小} \\ \text{数点以下第3位を四捨五} \\ \text{入した額} \times 2 \end{array} \right]$$

### (2) 年間負荷率未達精算額

当社は、お客さまの実績年間負荷率が 70 パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する年間負荷率未達精算額を原則として当該需給契約終了月の翌月に申し受けます。なお精算額計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left( \left[ \begin{array}{l} \text{負荷率70パー} \\ \text{セントに相当} \\ \text{する年間使用} \\ \text{量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right) \times \left[ \begin{array}{l} \text{契約に定める契約月別使} \\ \text{用量に各月の単位料金を} \\ \text{乗じたものの合計額を契} \\ \text{約年間使用量で除し、小} \\ \text{数点以下第3位を四捨五} \\ \text{入した額} \times 2 \end{array} \right]$$

(備考)

負荷率 70 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の 1 か月あたり平均実績使用量に 0.70 を乗じ、その量を 12 倍したものといたします。

### (3) 年間引取量未達精算額

当社は、お客さまの実績年間使用量が年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する、年間引取量未達精算額を原則として当該需

給契約の終了月の翌月に申し受けます。なお精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

$$\text{年間引取量未達精算額} = \left( \left( \begin{array}{c} \text{年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{契約に定める契約月別使用量} \\ \text{に各月の単価を乗じたも} \\ \text{の合計額を契約年間使用量} \\ \text{で除し、小数点以下第3位を} \\ \text{四捨五入した額} \end{array} \right)$$

#### (4) 契約最大時間流量超過精算額

当社は、お客さまの実績最大時間流量が契約最大時間流量をこえた場合には、次の算式によって算定する契約最大時間流量超過精算額を原則として当該需給契約の終了月の翌月（需給契約を解約する場合は当該需給契約の解約月）に申し受けます。なお精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

$$\text{契約最大時間流量超過精算額} = \left( \left( \begin{array}{c} \text{実績最大} \\ \text{時間流量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{契約最大} \\ \text{時間流量} \end{array} \right) \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{流量基本料金} \\ \text{単価相当額} \\ \text{(その他期)} \end{array} \right) \times 12$$

### 12. 契約最大時間流量超過時の取扱い

契約期間中における実績最大時間流量が契約最大時間流量をこえた場合には、原則として当該実績最大時間流量を下限として次の契約期間における契約最大時間流量を定めます。

### 13. 債権譲渡の禁止

お客さままたは当社は、相手方の書面による承諾を得ることなく、この選択約款および需給契約により発生する権利および義務を第三者に譲渡、移転または担保の用に供してはならないものとします。

### 14. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合は、ガス基本約款10(3)に関わらず、双方協議してこの選択約款にもとづく契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) お客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさな

くなった場合および 11 の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。)には、当社はこの選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。なお、4 の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。

- (3) お客さまがスイッチングによりこの選択約款にもとづく契約を解約する場合(契約満了月をもって解約する場合を含みます。)には、あらかじめ解約希望日(定例検針日といたします。)を定めて、その 45 日前までに当社に通知していただくことで、解約希望日に解約できるものとします。ただし、当社が必要と判断した場合は、当社の定める書式を用いて通知していただくものとします。なお、変更後のガス小売事業者が一般ガス導管事業者を介して当社にお客さまの解約を通知できる場合には、お客さまから当社への通知は必要ありません。
- (4) その他この選択約款に明示的に定められていない、この選択約款にもとづく契約の解約にかかる規定については、ガス基本約款の定めのとおりとします。

## 15. 契約の解約に伴う需給契約中途解約精算額

- (1) 当社は、需給契約の解約が 14(1)の規定による契約の解約であって当社がやむをえないと判断した場合または当社が契約違反した場合を除き、(2) または (3) の規定にもとづき需給契約中途解約精算額を申し受けます。なお、精算額計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (2) 新たにこの選択約款にもとづく契約を締結しない場合には、当社は原則として当該需給契約の解約月に、次の算式によって算定する需給契約中途解約精算額を申し受けます。なお、新たに他の選択約款にもとづく契約を締結する場合には、(3) の規定によるものといたします。

$$\text{需給契約中途解約精算額} = \left( \begin{array}{l} \text{解約日の属する月の翌月から契約終了月まで} \\ \text{の残存する各月の基本料金相当額の合計額} \end{array} \right)$$

- (3) 新たにこの選択約款にもとづく契約を締結する場合であって、解約日の翌日から契約最大時間流量をそれまでの契約量より減

少する新たな契約を締結する場合、または新たに他の選択約款にもとづく契約を締結する場合には、当社は原則として当該需給契約の解約月の翌月に、次の算式によって算定される需給契約中途解約精算額を申し受けます。なお、適用区分によって料金表が変わる契約を新たに締結する場合は、料金表 A を適用して新契約の基本料金相当額を算定するものとします。

$$\text{需給契約中途解約精算額} = \left( \begin{array}{c} \text{解約日の属する月の翌月} \\ \text{から前契約終了月までの} \\ \text{各月の前契約の基本料金} \\ \text{相当額の合計額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{解約日の属する月の翌月} \\ \text{から前契約終了月までの} \\ \text{各月の新契約の基本料金} \\ \text{相当額の合計額} \end{array} \right)$$

## 16. 緊急調整時の措置

当社は、お客さまに緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引く場合があります。また、11 の契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

(1)

$$\text{定額基本料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

(2)

$$\text{流量基本料金割引額} = \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大時間流量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

## 17. その他

その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。

付則

**1.実施の期日**

この選択約款は 2026 年 10 月 1 日から実施いたします。

**2.新規受付停止**

この選択約款は 2026 年 10 月 1 日以降に開始する新規契約について受付を停止いたします。

(別表第1)

### 料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 料金表の適用基準は、次のとおりといたします。

①「料金表(その他期)」は、料金算定期間の末日が5月1日から12月31日までに属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

②「料金表(冬期)」は、料金算定期間の末日が1月1日から4月30日までに属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

(2) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(3) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じた額といたします。

(4) 従量料金は、基準単位料金または10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(備考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

料金

= 定額基本料金

+ 流量基本料金単価 × 契約最大時間流量

+ 単位料金 × 使用量

(5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

= 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率) (1円未満の端数切り捨て)

(6) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

①料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ②料金算定期間の末日が2月1日から2月末日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月ま

での平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第2)

## 料金表

### (1) 定額基本料金

その他期	1か月につき	49,500.00円 (消費税等相当額を含みます。)
冬期	1か月につき	61,600.00円 (消費税等相当額を含みます。)

### (2) 流量基本料金単価

その他期	1立方メートルにつき	440.74円 (消費税等相当額を含みます。)
冬期	1立方メートルにつき	2,418.74円 (消費税等相当額を含みます。)

### (3) 基準単位料金

その他期	1立方メートルにつき	84.87円 (消費税等相当額を含みます。)
冬期	1立方メートルにつき	86.81円 (消費税等相当額を含みます。)

### (4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、10の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

# MEMO